

第486回（定例）福崎町議会会議録

令和元年9月27日（金）  
午前9時30分 開 会

1. 令和元年9月27日、第486回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

1. 出席議員 14名

1番	河 嶋 重一郎	8番	竹 本 繁 夫
2番	松 岡 秀 人	9番	柴 田 幹 夫
3番	三 輪 一 朝	10番	富 田 昭 市
4番	山 口 純	11番	高 井 國 年
5番	小 林 博	12番	城 谷 英 之
6番	石 野 光 市	13番	前 川 裕 量
7番	木 村 いづみ	14番	北 山 孝 彦

1. 欠席議員（なし）

1. 事務局より出席した職員

事 務 局 長 岩 木 秀 人 主 査 塩 見 浩 幸

1. 説明のため出席した職員

町 長	尾 崎 吉 晴	副 町 長	近 藤 博 之
教 育 長	高 寄 十 郎	公 営 企 業 管 理 者	福 永 聡
技 監	吉 栖 雅 人	会 計 管 理 者	小 幡 伸 一
総 務 課 長	山 下 健 介	企 画 財 政 課 長	吉 田 利 彦
税 務 課 長	尾 崎 俊 也	地 域 振 興 課 長	松 田 清 彦
住 民 生 活 課 長	谷 岡 周 和	健 康 福 祉 課 長	三 木 雅 人
農 林 振 興 課 長	松 岡 伸 泰	ま ち づ ぐ り 課 長	山 下 勝 功
上 下 水 道 課 長	成 田 邦 造	学 校 教 育 課 長	大 塚 謙 一
社 会 教 育 課 長	大 塚 久 典		

1. 議事日程

第 1 総括質疑  
第 2 委員長報告・質疑  
第 3 開会中の所管事務調査報告  
第 4 討論・採決  
追加日程 追加議案の上程、討論・採決  
第 5 議員派遣  
第 6 閉会中の所管事務調査申出

1. 本日の会議に付した事件

第 1 総括質疑  
第 2 委員長報告・質疑  
第 3 開会中の所管事務調査報告  
第 4 討論・採決  
追加日程 追加議案の上程、討論・採決

- 第 5 議員派遣
- 第 6 閉会中の所管事務調査申出

## 1. 開議

議 長 皆さん、おはようございます。  
ただいまから、本日の会議を開きます。  
ただいまの出席議員数は14名でございます。定足数に達しております。  
それでは、これより本日の日程に入ります。  
本日の日程は、お手元に配付しております議事日程に記載のとおりであります。

### 日程第1 総括質疑

議 長 日程第1は、総括質疑であります。  
それでは、総括質疑に入ります。  
質疑をされる際は、議案番号及び関係する資料名、ページ数等をお示しの上、  
質疑をしていただきますようお願いいたします。  
質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、総括質疑を終結いたします。

### 日程第2 委員長報告、質疑

議 長 次の日程は、委員長報告及びこれに対する質疑であります。  
9月9日の本会議2日目において、議案24件がそれぞれの委員会に付託され、  
慎重審議なされて、議長宛てに審査報告書が提出されております。  
各委員会からその審査報告をしていただき、その後、委員長報告に対する質疑  
を受けてまいります。  
まず、事務局に決算審査特別委員会の審査報告書を朗読させます。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに委員長に詳細なる説明を求めます。  
決算審査特別委員会、前川委員長。

前川決算審査 皆さん、おはようございます。

特別委員長 決算審査特別委員会から報告いたします。

当委員会は9月10日の本会議において設置され、互選により私、前川が委員長に、  
副委員長に柴田幹夫議員が選出され、付託された議案第51号から議案  
57号までの計7議案について、慎重に審議・審査を行いました。

審査結果は、事務局朗読のとおりですが、委員会は現地視察を含めて、9月10日  
から13日までの4日間開催し、平成30年度の一般会計のほか、各特別  
会計、各企業会計の決算について審査し、いずれも原案のとおり認定すべき  
ものと決定しました。以下、議案ごとの審査の際に出されました主な質疑を報告  
し、補足説明とさせていただきます。

まず、議案第51号、平成30年度福崎町一般会計歳入歳出決算認定では、決算  
の概要におきまして、「実質単年度収支が約1億4,000万円の赤字とな  
ったことについての今後の考え方は」との質疑があり、「財政調整基金の単年  
度取り崩しを1億円から2億円程度に抑えることを念頭に、大型事業の実施に

当たっては、財政調整基金の活用による予算の平準化を図っていきます。」との答弁がありました。

歳入では、「エルデホール使用料は平成29年度と比べて減、逆にさるびあドームは増となっているが、要因は」との質疑があり、「エルデホールは約50万円の減で、イベントホールの使用料が減っており、着物の展示販売などの営利利用が減ったため、さるびあドームは約12万円の増で、営利利用が8団体増えたためである。」との答弁がありました。

次に、「県補助金における農地維持支払交付金、資源向上支払交付金は、農地を守る上での有益な交付金であるが、今後いつまで続く見込みか」との質疑があり、「平成27年度に法制化されたため、今後も継続されると考えられます。」との答弁がありました。

歳出では、「研修事業において、予算の執行状況が予算額に対し、決算額の比率が4割程度となっているが、なぜか。」との質疑があり、「平成30年度は、自治大学校への職員研修がありませんでした。この研修は3カ月の長期間の研修で、多くの費用がかかりますが、全国からの申し込みで抽せんにより決定されることから、その抽せんに外れ参加できなかつたことが主な理由です。」との答弁がありました。

「民生児童委員活動費用弁償、民生協力委員等記念品の単価は幾らか。民生委員の仕事も増えており、探すのが難しいと多くの声を聞いている。」との質疑があり、「民生児童委員活動費用弁償は、1人当たり年11万8,000円、民生協力委員等記念品は、1人当たり年1万円分の商品券で、商品券は平成29年度から支出を始めています。都市部では定数に足りないところもある中、福崎町では足りているところではありますが、なり手不足は深刻な課題です。」との答弁がありました。

「保健衛生費で視覚スクリーニング検査器を購入したと思うが、どのような検査を行ったのか。」との質疑があり、「1台購入し、3歳児健診において、視能訓練士がこの機器を使って、視覚検査を実施しています。3歳児158人中受診者は155人、うち4人が精密検査要との結果になり、医療機関を受診していただいています。」との答弁がありました。

「ため池整備事業費の委託料の不用額が約2,900万円となっているが、その理由は」との質疑があり、「ため池耐震点検委託において、調査の結果、砂成分が見受けられず、液状化の心配がないことがわかり、当初予定していた業務が実施不要となったためです。」との答弁がありました。

「観光関係で、多額の委託料や工事費を妖怪・河童関係で使ってきた。今後のビジョンを伺いたい。」との質疑があり、「昨今は妖怪や河童といえは福崎町と言われるほど、福崎町の名前が全国に知られてきています。町民が潤うように、妖怪ベンチやモニュメントの設置等による消費拡大に努めます。」との答弁がありました。

「英語指導助手(ALT)の効果は」との質疑があり、「英語の学力というより外国の人と、どうかかわっていくかということが主になっています。令和元年度の全国学力学習状況調査で実施された中学校の英語の福崎町の成績は、全国平均より少し下回っています。一方で、修学旅行などでは積極的に外国の方と会話していると報告を受けています。」との答弁がありました。

「不登校の実態と対応、成果」について質疑がありました。「平成30年度の不登校生は小学生が2名、中学生が18名でした。学級担任が家庭訪問を行い、子どもとの対面、保護者との教育相談を行い、個々の状況に応じて対応の中で

学校復帰を目指しています。スクールソーシャルワーカーの配置、悩みのある保護者に月1回『親の会』の開催や適応教室などの対応をしています。学校に行きたくない子どもは、1人もいないと思っています。」との答弁がありました。

「さるびあドーム利用者の駐車車両が、図書館利用者用駐車場にも駐車されるため、図書館開館時点で既に図書館利用者が駐車できないケースが発生している」との指摘があり、「さるびあドーム駐車場と図書館駐車場の境に、車どめのポールを施工し、さるびあドーム利用の責任者には、図書館駐車場の利用不可を徹底してもらっていますが、図書館開館時刻後はなかなか区別がつかないなど、大きな改善にはつながっていない状況です。」との答弁がありました。

「八千種研彦センターの図書購入費が、約20万円と少ないと思うが、八千種地区の方にとっては大切な図書室である。蔵書の充実はできないのか」との質疑がありました。「もう一度調査し、より充実した図書室にしていきたい。」との答弁がありました。

「物品調達における町内業者からの購入比率」について質疑がありました。「消耗品については、教育関係品が多くを占めています。教育関係は町内業者が取り扱っていないものが多いことから、町内業者購入比率が低くなっていますが、日常の事務消耗品等、町内業者で賄える物品については、町内業者に発注しています。」との答弁がありました。

議案第52号、平成30年度福崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定では、「国保財政調整基金が約7,700万円となっているが、この半分ぐらいでいいのではないか」との意見があり、「地方財政法第7条に規定する地方債の償還財源に充当すべきものを控除した額の範囲内で、保険税の規模等に応じて、安定的かつ十分な基金を積み立てるよう国は求めています。高齢化、また医療の高度化等により、医療費が伸びていくことは避けられない中、年度間の所得変動なども含め、被保険者への影響を考慮し、できるだけ保険料の年度ごとの平準化を図ることができるよう、この規模の基金は持っておきたいと考えています。」との答弁がありました。

議案第53号、平成30年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定では、特に質疑はございませんでした。

議案第54号、平成30年度福崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定では、「男性が利用しやすい環境づくり、支援レベルにあった環境づくり等の課題があったとのことだが、今後どうしていくのか」との質疑があり、「総合事業は全体的に女性が多い状況となっていたため、いきいきクラブを中心に、男性の仲間を呼んできてもらい、男性が利用しやすい事業となるよう進めています。」との答弁がありました。

議案第55号、平成30年度福崎町水道事業会計決算認定では、「給水原価1立方メートル当たり122円6銭に対し、供給単価が1立方メートル当たり119円97銭で、約2円のマイナスとなっている。」との質疑があり、「平成30年度は水道事業ビジョン及び、経営戦略の策定などの平成30年度限定の特殊要因があり、それを勘案して、年間の給水に係る収益単価を算出するとマイナスになったというものです。」との答弁がありました。

議案第56号、平成30年度福崎町工業用水道事業会計決算認定では、「契約水量1,890立方メートルで、平成29年度と同じだが、将来の余裕はあるのか。」との質疑があり、「契約水量と実際の送水量とは異なりますが、送水許可は、第1水源地である西谷川の水源地2,000立方メートルと、第2水

源地である新町水源地2, 000立方メートルの計4, 000立方メートルあります。ただし、第1水源地は現在水質が悪く使えない状態のため、当面の供給可能水量は2, 000立方メートルで、契約水量から見ると余裕はありません。」との答弁がありました。

議案第57号、平成30年度福崎町下水道事業会計決算認定では、「川すそ雨水幹線工事は平成30年度決算において『昨年度に引き続き実施し』となっているが、先ほど9月10日の集中豪雨で中島自治会の6軒が床下浸水との報告があったところである。常に浸水しているのに、現場工事は今もとまったままである。事業スピードが遅過ぎる。たとえ1メートルでも前へ進められたい。」との意見があり、「つい先日、難航していた関係者との交渉のめどが立ったため、平成30年度繰越分の本体工事に取りかかります。それに合わせて上流部の令和元年度工事につきましても10月に入札し進めていきます。」との答弁がありました。

現地視察は、巡回バス「サルビア号」まちなか便、文珠荘の施設改修工事、第1グラウンドの改修工事の3カ所を視察いたしました。

これらの審査を経まして、冒頭に述べましたとおり、採決の結果、各議案とも認定すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、決算審査特別委員会の報告といたします。

議長 決算審査特別委員長からの説明が終わりました。

委員長に対する質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 ないようですので、決算審査特別委員長の報告に対する質疑を終結します。次に、事務局に総務文教常任委員会の審査報告書を朗読させます。

(書記朗読)

議長 朗読が終わりましたので、さらに委員長に詳細なる説明を求めます。

総務文教常任委員会、山口委員長。

山口総務文教 総務文教常任委員会に付託されました議案の委員会審査について報告します。

常任委員長 委員会は9月17日に開催し、付託されました議案第59号から61号、68号から70号について、慎重に審査を行いました。

簡単に補足説明をいたします。

議案第59号、福崎町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定については、地方自治法等の改正により、非常勤職員等が新たに会計年度任用職員として、改正されることに伴い、給与、費用弁償に関し条例制定するもので、令和2年4月1日に施行するものとのことでした。

議案第68号、福崎町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、10月からの幼児教育、保育の無償化に当たり、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、国が示す特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準が改正されたことにより、条例改正するとのことでした。

議案第70号、令和元年度福崎町一般会計補正予算(第3号)については、既に決まっている予算総額に歳入歳出それぞれ9, 460万円を追加し、歳入歳出総額を83億1, 190万円とするものでした。補正内容は、税還付金1, 100万円、橋梁改修費3, 960万円、福崎町・姫路市連携コミュニティバス運行社会実験事業1, 210万円などです。

委員から税還付金についての内容を問われた際、「主に法人町民税、個人町民税で還付になったものが多く、当初300万円の予算をおいていたのですが、

合計で1,400万円ほどの支出見込みとなりましたので、その差額分を補正予算に計上している。」という説明のほかにも、「中小企業優遇税制に係る償却資産の減額などがあり、見かけ上の業績が下がった関係で、還付が生じたもの等々があった。」とのことでした。

地方債の補正は、「道路橋梁整備事業の起債の限度額を1,450万円引き上げ、1億3,590万円とする。」とのことでした。

以上で、総務文教常任委員会からの報告を終わります。議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

議 長 総務文教常任委員長からの説明が終わりました。  
委員長に対する質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、総務文教常任委員長報告に対する質疑を終結します。  
次、民生まちづくり常任委員会の審査報告書を事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに委員長に詳細なる説明を求めます。  
民生まちづくり常任委員会、小林委員長。

小林民生まちづくり 民生まちづくり常任委員会の審査報告をさせていただきます。

常任委員長 委員会に付託された議案第58号を初め9件について、9月18日、委員会を開催し、町長、副町長、公営企業管理者、技監及び担当課長などの出席を求め、慎重に審査をいたしました。審議の中で留意すべき点について、申し上げておきたいと思います。

議案第58号は、水道事業の剰余金の処分であります。建設改良積立金を取り崩しての事業をしており、「区分を明確にするため資本金に組み入れる。」とのことであります。資金の目安としては、「料金収入に対し100%ぐらいあれば、良好。」とのことであります。

議案第62号は、町営住宅入居に当たっての連帯保証人を町内居住者から県内にするものであります。保証人については、「これまでのことも含め、事後の経過での確認も進める。」とのことであります。

議案第63号は、印鑑登録を旧氏でも可能にしようとするものであります。

議案第64号は、介護に関する支援計画策定などの手数料の改正で、「国の要綱改訂に伴うもの。」とのことであります。

議案第65号は、災害弔慰金に関する条例改正で、関係法令の改正に伴うものであります。

議案第67号は、水道法の改正で給水装置工事事業者の指定について、期間が無期限から5年間する更新制が導入されたことによる条例改正です。「明石市、神戸市、姫路市などと同額にする。」とのことであります。

議案第71号、72号は、過年度分に関する償還についてであります。

議案第73号は、専用住宅16区間の開発に伴い、町に帰属した部分と関連した道路377号線を廃止し、新たに2363号線として認定しようとするものです。

審査の結果、いずれも全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上です。

議 長 民生まちづくり常任委員長からの説明が終わりました。  
委員長に対する質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、民生まちづくり常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次、福崎駅周辺整備対策特別委員会の審査報告書を事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに委員長に詳細なる説明を求めます。

福崎駅周辺整備対策特別委員会、小林委員長。

小林福崎駅周辺整備 福崎駅周辺整備対策特別委員会の審査報告をさせていただきます。

対策特別委員長 委員会に付託された議案第50号、60号について、9月19日に委員会を開催し、町長、副町長、教育長、技監及び担当課長の出席を求めて、慎重に審査をいたしました。議案説明を聞いた後、現地視察を行い、その後、質疑を行いました。

議案第50号は、大庄屋三木家住宅及び福崎町辻川界限歴史・文化館の指定管理者として、株式会社PAGEに指定しようとするものであります。非公募方式としたのは、二つの観光交流センターと一体的な管理が望ましいこと。期間は事業の性格上21年6カ月としております。質疑では、株式会社PAGEが融資を受ける金融機関の条件等については、プロジェクトファイナンス方式で進んでおるといこと。リスク管理についても質疑がありましたが、「福崎町に負担がこないようになっている。火災など消防対策についても、有資格者など人的対応、保険加入の条件であること。全体として町の主導権、グリップは利くようにしている。」とのことであります。

議案第66号は、「10月からの消費税の改訂に伴い、各施設の使用料金を来年4月施行で見直すこととしており、それに合わせるための条例改正。」とのことであります。

結果はいずれも全員賛成で、原案のとおり可決するものと決定いたしました。

以上、付託議案の審査報告といたします。

議 長 福崎駅周辺整備対策特別委員長からの説明が終わりました。

委員長に対する質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、福崎駅周辺整備対策特別委員長報告に対する質疑を終結します。

### 日程第3 開会中の所管事務調査報告

議 長 日程第3は、開会中の所管事務調査報告であります。

委員会の活動について、委員長に報告を求めます。

民生まちづくり常任委員会、小林委員長。

小林民生まちづくり 議会開会中の調査報告をさせていただきます。

常任委員長 公害防止協定に基づく協議についてでありまして、福伸電機株式会社から自動車モーター部品増産に伴う機械設備などの整備や、テント倉庫建設の計画があり、委員会は全員賛成で了承することといたしました。

また、下水道施設の改築に係る国庫補助制度の維持、拡大を求める意見書案を委員会として本会議に上程することといたしました。

以上です。

議 長 次、議会運営委員会、富田委員長。

富田議会運営委員長 本委員会は、議会開会中に審査、調査したので会議規則77条に規定より、報告をいたします。

1、調査の期日、9月25日、水曜日、本会議終了後に実施しました。

2、調査の概要、協議事項につきましては、第486回9月定例会の追加議案予定について協議し、民生まちづくり常任委員会から提出のあった追加議案、意見書案第2号、下水道施設の改築に係る国庫補助制度の維持、拡大を求める意見書（案）について、9月27日、金曜日に開催予定の本会議5日目に追加上程をし、委員会付託を省略し、即決とすることを確認いたしました。

次に、陳情書の取り扱いについて協議をし、陳情書については議場配付とすることに決定しました。また、一般会議について協議し、福崎町商工会から申し込みのあった一般会議については、10月4日、金曜日に開催することに決定しました。

以上、開会中の所管事務報告であります。終わります。

議長 次、福崎駅周辺整備対策特別委員会、小林委員長。

小林福崎駅周辺整備 福崎駅周辺整備対策特別委員会の開会中の審査報告をさせていただきます。

対策特別委員長 最初に先ほどの付託議案の報告の冒頭で、議案を50号と60号と言ったようではありますが、50号と66号の誤りでございました。謝って訂正をさせていただきます。

さて、委員会では完成記念式典についての報告がありました。完成記念式典は、10月6日午前10時からであります。場所は、福崎駅前交流広場と駅前交流センターの予定です。祝賀パーティーは、エルデホールで予定しております。午後からは、記念イベントが広場で計画されております。ステージショーや〇〇まるしえ等が計画されております。各戸配布のチラシも用意されております。また、駅前の公衆トイレについては、エアタオルを設置するとの報告もありました。

以上です。

議長 次、ごみ処理計画検討特別委員会、前川委員長。

前川ごみ処理計画 ごみ処理計画検討特別委員会から、議会開会中に行われました所管事務調査に検討特別委員長 について報告をさせていただきます。

委員会は9月19日に開催いたしました。調査の結果報告につきましては、配付しております委員会調査報告書のとおりですが、特に補足すべき事項について、説明をさせていただきます。

9月19日の委員会では、くれさか環境事務組合の規約変更について及び、事務委託による福崎町ごみの姫路市での焼却処理についての報告がありました。規約の変更については、主に旧安富町域のごみをくれさかクリーンセンターで受け入れることによる変更です。分担金の負担割合についても見直しがされるということです。事務委託による福崎町ごみの姫路市での焼却処理については、新しい規約や協定、経費の算出方法、運搬体制などはこれから協議していくということです。

姫路市から、ひがし交流センターの改修工事の費用の一部負担を求められているということです。委員からは、「弱みにつけ込まれ、次から次へと要望をされないう、一定の区切りをつけた約束を取りつけてもらいたい。」との意見がありました。

また、神崎郡ごみ処理施設建設に係る説明会等における、主な意見についての報告がありました。田口区を最優先候補地と決定したことに対して、福崎町の桜区や神戸医療福祉大学、大十（株）、市川町の奥区などから、さまざまな意見が出ており、奥区からは白紙撤回を求める決議書が提出されたということです。

委員からも、説明や回答などの対応の遅れや体制の不備など質す意見が多く出ました。

周辺住民のご理解が得られなければ、事業を順調に進捗させることは困難で

す。今後とも住民の意見に耳を傾け、説明責任を果たされることを要望します。  
以上で、ごみ処理計画検討特別委員会からの報告を終わります。

議 長 以上で、開会中の所管事務調査の報告を終わります。

#### 日程第4 討論・採決

議 長 日程第4は、討論・採決であります。

それでは、議案第50号、大庄屋三木家住宅及び福崎町辻川界限歴史・文化館の指定管理者の指定についての討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第50号、大庄屋三木家住宅及び福崎町辻川界限歴史・文化館の指定管理者の指定について、本案に対する福崎駅周辺整備対策特別委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第50号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第51号、平成30年度福崎町一般会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第51号、平成30年度福崎町一般会計歳入歳出決算認定について、本案に対する決算審査特別委員会の審査報告は、原案のとおり認定するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第51号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次、議案第52号、平成30年度福崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。討論はありませんか。

(手が上がる)

議 長 まず、原案に反対者の発言を許可いたします。小林議員。

5 番 議案第52号の決算認定に反対の立場から討論をさせていただきます。

国民健康保険が、都道府県営化された最初の年度であります。福崎町は、住民の生活と命、健康を守るため、努力を町を挙げて進めてまいりました。県営化は、その努力を水泡に帰させるものであります。今後一層県内統一の方向が強まり、町の自主性を奪うことが心配をされております。

当該年度は、国保税の引き上げという結果を招きました。抗議の意味を込めて、認定反対の表明をさせていただきます。これからも福崎町は地方自治の精神を発揮し、町民の命と暮らし、健康を守る姿勢を堅持されることを求め、討論いたします。

議 長 次に、原案に対する賛成者の方はありますか。

(「ありません」の声あり)

- 議 長 これですべての討論を終わります。
- 議 長 これより採決を行います。
- 議案第52号、平成30年度福崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する決算審査特別委員会の審査報告は、原案のとおり認定するであります。
- 委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
- (起立多数)
- 議 長 起立多数であります。
- よって、議案第52号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。
- 次、議案第53号、平成30年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。討論はありませんか。
- (「ありません」の声あり)
- 議 長 討論なしと認めます。
- これより採決を行います。
- 議案第53号、平成30年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する決算審査特別委員会の審査報告は、原案のとおり認定するであります。
- 委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
- (起立全員)
- 議 長 起立全員であります。
- よって、議案第53号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。
- 次、議案第54号、平成30年度福崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。討論はありませんか。
- (「ありません」の声あり)
- 議 長 討論なしと認めます。
- これより採決を行います。
- 議案第54号、平成30年度福崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する決算審査特別委員会の審査報告は、原案のとおり認定するであります。
- 委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
- (起立全員)
- 議 長 起立全員であります。
- よって、議案第54号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。
- 次、議案第55号、平成30年度福崎町水道事業会計決算認定についての討論を行います。討論はありませんか。
- (「ありません」の声あり)
- 議 長 討論なしと認めます。
- これより採決を行います。
- 議案第55号、平成30年度福崎町水道事業会計決算認定について、本案に対する決算審査特別委員会の審査報告は、原案のとおり認定するであります。
- 委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
- (起立全員)

- 議 長 起立全員であります。  
よって、議案第 55 号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。  
次、議案第 56 号、平成 30 年度福崎町工業用水道事業会計決算認定についての討論を行います。討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)
- 議 長 討論なしと認めます。  
これより採決を行います。  
議案第 56 号、平成 30 年度福崎町工業用水道事業会計決算認定について、本案に対する決算審査特別委員会の審査報告は、原案のとおり認定するであります。  
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。  
(起立全員)
- 議 長 起立全員であります。  
よって、議案第 56 号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。  
次、議案第 57 号、平成 30 年度福崎町下水道事業会計決算認定についての討論を行います。討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)
- 議 長 討論なしと認めます。  
これより採決を行います。  
議案第 57 号、平成 30 年度福崎町下水道事業会計決算認定について、本案に対する決算審査特別委員会の審査報告は、原案のとおり認定するであります。  
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。  
(起立全員)
- 議 長 起立全員であります。  
よって、議案第 57 号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。  
次、議案第 58 号、平成 30 年度福崎町水道事業剰余金処分についての討論を行います。討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)
- 議 長 討論なしと認めます。  
これより採決を行います。  
議案第 58 号、平成 30 年度福崎町水道事業剰余金処分について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。  
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。  
(起立全員)
- 議 長 起立全員であります。  
よって、議案第 58 号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。  
次、議案第 59 号、福崎町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についての討論を行います。討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)
- 議 長 討論なしと認めます。  
これより採決を行います。  
議案第 59 号、福崎町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決

するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第59号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第60号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についての討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第60号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第60号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第61号、福崎町情報公開条例及び福崎町個人情報保護条例の一部を改正する条例についての討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第61号、福崎町情報公開条例及び福崎町個人情報保護条例の一部を改正する条例について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第61号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第62号、福崎町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第62号、福崎町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第62号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第63号、福崎町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。  
これより採決を行います。  
議案第63号、福崎町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。  
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。  
(起立全員)

議 長 起立全員であります。  
よって、議案第63号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。  
次、議案第64号、福崎町手数料条例の一部を改正する条例についての討論を行います。討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。  
これより採決を行います。  
議案第64号、福崎町手数料条例の一部を改正する条例について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。  
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。  
(起立全員)

議 長 起立全員であります。  
よって、議案第64号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。  
次、議案第65号、福崎町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。  
これより採決を行います。  
議案第65号、福崎町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。  
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。  
(起立全員)

議 長 起立全員であります。  
よって、議案第65号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。  
次、議案第66号、福崎駅前広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。  
これより採決を行います。  
議案第66号、福崎駅前広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する福崎駅周辺整備対策特別委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。  
よって、議案第66号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議 長 会議の途中ですけども、暫時休憩いたします。  
再開は10時45分といたします。

◇

休憩 午前10時30分

再開 午前10時45分

◇

議 長 会議を再開いたします。  
次、議案第67号、福崎町水道事業給水条例の一部を改正する条例についての  
討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。  
これより採決を行います。  
議案第67号、福崎町水道事業給水条例の一部を改正する条例について、本案  
に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するで  
あります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。  
よって、議案第67号については、原案のとおり可決することに決定いたしま  
した。

次、議案第68号、福崎町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営  
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての討論を行います。  
討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。  
これより採決を行います。  
議案第68号、福崎町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に  
関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、本案に対する総務文教常  
任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。  
よって、議案第68号については、原案のとおり可決することに決定いたしま  
した。

次、議案第69号、福崎町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定  
める条例の一部を改正する条例についての討論を行います。討論はありません  
か。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。  
これより採決を行います。  
議案第69号、福崎町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める

条例の一部を改正する条例について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第69号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第70号、令和元年度福崎町一般会計補正予算(第3号)についての討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第70号、令和元年度福崎町一般会計補正予算(第3号)について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第70号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第71号、令和元年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)についての討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第71号、令和元年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第71号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第72号、令和元年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)についての討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第72号、令和元年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第72号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第73号、福崎町道路線の廃止及び認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。  
これより採決を行います。  
議案第73号、福崎町道路線の廃止及び認定について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。  
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。  
(起立全員)

議長 起立全員であります。  
よって、議案第73号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

#### 追加日程 追加議案の上程、討論、採決

議長 長 この際お諮りいたします。議事日程の追加でございます。  
先日、議会運営委員会を開催し、追加議案の上程について検討をお願いし、了承を得たところですが、「意見書案第2号、下水道施設の改築に係る国庫補助制度の維持、拡大を求める意見書について」を日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。  
(「異議なし」の声あり)

議長 長 異議なしと認めます。  
よって、「意見書案第2号、下水道施設の改築に係る国庫補助制度の維持、拡大を求める意見書について」を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。  
暫時休憩いたします。

◇

休憩 午前10時52分

再開 午前10時53分

◇

議長 長 再開いたします。  
「意見書案第2号、下水道施設の改築に係る国庫補助制度の維持、拡大を求める意見書について」を事務局に朗読させます。  
(書記朗読)

議長 長 朗読が終わりましたので、さらに委員長に本意見書案に対する詳細なる説明を求めます。

民生まちづくり常任委員会、小林委員長。

小林民生まちづくり常任委員長 「意見書案第2号、下水道施設の改築に係る国庫補助制度の維持、拡大を求める意見書について」、提案理由の説明をさせていただきます。

意見書の内容につきましては、先ほど事務局朗読のとおりですが、皆様もご承知のとおり、福崎町では平成14年度から下水道面整備工事に着手し、はや21年が経過しました。近い将来その多くで老朽化が進み、改築の必要が出てまいります。しかしながら、国の今年度予算におきましては、老朽化した汚水処理施設の改築への国庫補助金が削減をされているところであります。

国において、下水道事業が持続可能なインフラとして、社会活動に寄与していくために、今後の増大が見込まれる老朽化対策を踏まえ、改築事業費に係る予算の維持、拡大を図られるよう強く求めるものとして、民生まちづくり常任委

員会において検討し、国に対して地方地自法第99条の規定により、意見書を提出するものでございます。

議員各位におかれましては、提案趣旨をご理解いただきご賛同賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

議 長 以上で、本日追加議案として上程されました議案の説明が終わりました。

これから議案に対する質疑に入ります。

意見書案第2号、下水道施設の改築に係る国庫補助制度の維持、拡大を求める意見書について委員長に対する質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。

意見書案第2号、下水道施設の改築に係る国庫補助制度の維持、拡大を求める意見書については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略し、ただいまから即決したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、意見書案第2号、下水道施設の改築に係る国庫補助制度の維持、拡大を求める意見書については、本会議において即決することに決定いたしました。それでは、討論・採決を行います。

意見書案第2号、下水道施設の改築に係る国庫補助制度の維持、拡大を求める意見書について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第2号、下水道施設の改築に係る国庫補助制度の維持、拡大を求める意見書について、原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、意見書案第2号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

#### 日程第5 議員派遣

議 長 次の日程は、議員派遣であります。

お諮りいたします。

議員派遣の件につきましては、地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定に基づき、配付しております議員派遣のとおり派遣することにしたと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、配付しております資料のとおり派遣することに決定しました。

#### 日程第6 閉会中の所管事務調査申出

議 長 次の日程は、閉会中の所管事務調査の申し出であります。  
各委員長からそれぞれ所管事務調査の申し出が議長宛てに提出されております。  
それぞれの申し出のとおり許可することに決定して、ご異議ございませんか。  
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。  
よって、閉会中の所管事務調査申し出については、それぞれ申し出のとおり許可することに決定しました。  
以上で、第486回福崎町議会定例会の日程は全て終わりました。  
よって、本定例会を閉会することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。  
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。  
第486回福崎町議会定例会を閉会することに決定いたしました。  
閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。  
今定例会は、9月6日に招集され、本日までの22日間にわたり本会議及び委員会と連日ご精励を賜り、まことにありがとうございます。  
本定例会に提出されました全ての案件について、慎重審議の上、それぞれ適正妥当なる結論づけをいただきました。また、議事の運営につきましても格段のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。  
この間、理事者の皆様には、資料の作成を初め、議会の審議における協力に対して敬意を表しますとともに、本会議及び委員会において議員各位から述べられました意見・要望事項につきましては、特に考慮され、執行の上に十分反映されますよう強く要望いたす次第であります。

閉会に当たりまして、町長からご挨拶をいただきます。尾崎町長。  
町 長 第486回福崎町議会定例会の閉会に当たりまして、一言、お礼を申し上げます。

9月6日から27日までの22日間という長い期間にわたって、本定例は開催をされました。

この定例会には、平成30年度の決算や福崎町のにぎわいづくりに大いに寄与するであろう大庄屋三木家住宅及び福崎町辻川界限歴史・文化館の指定管理者の指定など、たくさんの議案を提出いたしました。それぞれの議案につきまして、慎重な審議をしていただき、全て賛同していただきましたことにつきまして、大変うれしく思っています。ありがとうございます。

議案審議の中で、また一般質問の中で、たくさんの意見や質問をいただきましたが、これらの内容につきましては、今後の町政に活かしてまいりたいと考えております。

10月になりますと、国民的な議論となっておりました消費税の10%へのアップが実施をされます。これまで景気への影響を考慮し、二度にわたって延期をされてきましたが、食料品等へ軽減税率の適用とあわせて行われることとなります。クレジットカードのポイント還元やプレミアム商品券の発行など、政府は景気対策も万全を期すとしておりますが、景気が腰折れしないことを願うものであります。

10月6日には、福崎駅周辺整備事業の完成記念式典を駅前交流広場で開催いたします。ご出席を賜りまして、町民の皆様とともにお祝いをしてくださいますよう、よろしく願いいたします。

季節はめっきりと秋らしくなってきました。町内各地では、祭り練習の太鼓の

音が響いております。季節の変わり目は体調を崩すことも多くなりますので、議員の皆様にはどうか体調には十分気をつけていただき、公私ともにご活躍されますことを願いしまして、お礼の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

議 長 それでは、以上をもちまして、閉会といたします。お疲れさまでした。

閉会 午前 11 時 07 分

地方自治法第123条の規定により、ここに署名する。

令和元年11月

福崎町議会議長 北 山 孝 彦

福崎町議会議員 松 岡 秀 人

福崎町議会議員 柴 田 幹 夫